

## 役員の報酬等に係る規程

### (目的)

第1条 この規程は、財団法人全国中小企業取引振興協会（以下「全国協会」という。）の役員の報酬及び退職手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (役員の報酬)

第2条 寄附行為第21条の規定により報酬を支給する。報酬の額は、別表1のとおりとする。

### (通勤手当)

第3条 常勤役員の通勤手当については、全国協会給与規程に準じて支給する。

### (退職手当)

第4条 常勤の役員が退職したときは、退職手当を支給する。

2 退職手当の額は、別表2のとおりとする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員の報酬及び退職手当の支給方法については、全国協会職員の例による。

第6条 この規程に定めのない事項については、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成20年5月23日から施行する。

別表1

役職名	会長
報酬年額	6, 080, 000円

役職名	専務理事
報酬月額	720, 000円
期末手当	報酬月額×4. 25力月

別表2

専務理事 退職手当の額	報酬月額×在職年数×2. 0
----------------	----------------